

裁 決 書

[REDACTED]  
審査請求人  
[REDACTED]

飯塚市新立岩 5-5

処 分 庁 飯塚市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成30年11月27日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消します。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が審査請求人に対して行った本件処分を不服として、その取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由は次のとおりです。

- (1) 処分の見直し及び市職員の誤りがあるにもかかわらず、生活保護者に多額の支払いを命ずることに納得がいかない。

(2) 平成28年から30年までの2年間、誤りに気付かない行政に問題があるのではないのか。行政には、何も罰されないのかと不服である。

## 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりです。

### (1) 本件処分に至るまでの経緯

ア 誤認定の内容は、平成28年2月分の県営住宅家賃26,700円を住宅扶助費として認定するところを、誤って生活扶助費に計上していた。その後、平成28年度の家賃改定に伴い、改定後家賃26,900円は本来の住宅扶助費に計上したが、生活扶助費に誤って計上していた26,700円は削除されていなかった。それに伴い、平成28年4月から平成30年8月までの間、26,700円の29か月分である774,300円の過払いが生じたものである。

イ 平成30年8月6日、処分庁は、東京都福祉保健局編纂の生活保護運用事例集（平成27年度修正版）問11-6を参考し処分の必要性について確認を行った結果、生活保護法第63条による費用返還を要するとの判断に至った。

ウ 平成30年8月7日、審査請求人宅へ訪問し、処分庁が支給した生活保護費の過払いについて説明を行い、法第63条に基づき返還となる旨の説明を行った。

エ 平成30年9月3日、審査請求人宅を訪問し、法第63条による費用返還決定通知書を審査請求人に対し、手交した。

### (2) 本件処分の内容及び理由

処分庁が審査請求人世帯へ支給した平成28年4月から平成30年8月までの生活保護費のうち774,300円が過大支給であったことが判明したため、法第63条による費用返還決定処分を平成30年9月3日に審査請求人へ文書にて通知した。

### (3) 自立更生費に関する調査・検討について

ア 返還額を決定する過程で、自立更生費に関する審査請求人の言い分を聴取するなどして、自立更生費の有無について調査・検討を行ったか否かについて  
自立更生のために収入として認定しないとされるものは、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2(3)及び(4)に規定されるものである。本件における返還決定額は、誤認定による過支給であり、本来、自立更生費として認定できるものではなく、審査請求人の資力となり得るものではないため、言い分の聴取は必要ないと判断した。

イ：返還額を決定する過程で、過支給額全額の返還を求めることが審査請求人の自立を阻害するかについて検討を行ったか否かについて

法第63条に基づく返還義務については、世帯の収入状況等に影響されるものではなく、上記アのとおり自立更生費の認定もない本件は全額の返還を求めるものである。

ただし、過支給額全額の返還を求ることにより、世帯の生活を経済的に圧迫し自立の阻害とならないか検討を行った結果、審査請求人には就労収入（3か月平均101,357円）に対する基礎控除（3か月平均約23,000円）、母子加算（21,200円）及び児童養育加算（10,000円）の認定もあり、生活の維持に特段の支障がない額であれば分割納付が十分可能であると判断したもの、分割額については世帯の生活を圧迫しないように、審査請求人の意向を最大限に尊重することを伝えた。

（4）返還額（過支給額）を決定する過程で、上記の過誤に係る職員に対する損害賠償請求権の成否やこれを前提とした当該職員による過支給費用の全部または一部の負担の可否についての検討を行ったか否かについて

本件の費用返還決定は、誤認定による過支給であるが、職員による故意又は重過失によるものではないことから、損害賠償請求権は発生しないと判断した。よって、過支給費用の全部又は一部の負担を当該職員に課すことについても検討は行っていない。

本件は、処分庁による生活扶助の誤認定であるが、法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、…返還しなければならない。」とされている。併せて、[REDACTED] 福祉事務所に対してなされた、平成22年11月24日付け法第63条返還決定処分に係る[REDACTED] 知事による審査請求裁決の中で、法第63条中「急迫の場合等」の「等」の解釈として、「保護の実施機関が保護の程度を誤って、不当に高額の決定をした場合に該当する。」との決定がされていることから、上記判断に至ったものである。

（5）以上のとおり、本件処分は適法かつ妥当に行われたものであり、審査請求人の主張には理由がないので、本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

#### 理由

##### 1 認定した事実

審理関係人の主張及び審理関係人から提出された証拠書類等から次の事実が認められます。

（1）審査請求人世帯は、平成23年5月9日から[REDACTED]で生活保護を受けていること。当

該世帯は、審査請求人と子1人の2人世帯であること。

- (2) 平成30年8月23日、処分庁は、生活扶助費の誤認定による過支給を行ったとの認識の下、法第63条の規定により、774,300円の費用の返還を決定したこと。  
同年9月3日付けで、本件処分について審査請求人に通知したこと。
- (3) 処分庁は、本件処分の決定を行うに際して、自立更生費として認定しうる費用について、審査請求人の言い分の聴取等を行っていないこと。
- (4) 平成30年11月27日付けで、審査請求人は、本件審査請求を提起したこと。

## 2 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 法第63条では、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定されています。
- (2) 生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5（答）(2)では、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないと定められています。
  - ア 盗難等の不可抗力による消失した額（事実が証明されるものに限る。）
  - イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給を行うと実施機関が判断する範囲のものにあてられた額（保護基準額以内の額に限る。）
  - ウ 当該収入が、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(3)に該当するものにあっては、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき実施機関が認めた額（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差し支えない。）
  - エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上認容される程度として実施機関が認めた額  
なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。



- ① いわゆる浪費した額
  - ② 贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額
  - ③ 保有が容認されていない物品の購入にあてられた額
- 又 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のため真に必要と実施機関が認めた額

### 3 争点及び判断

法第63条は、被保護者は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の裁量を与えています。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適当な場合や全額を返還させるのが不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解されています（福岡地裁平成26年3月11日判決・賃金と社会保障1615・1616号112頁）。

問答集問13-5（答）(2)にも、法第63条の運用について、法第63条に規定する保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合には、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額の範囲において、その額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いをして差し支えない旨が示されているところ（同(2)のエ）、これは、上記趣旨を示したものといえます。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下「自立更生費」と総称する。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきものであり、その裁量権の行使が逸脱滥用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、



その判断が、重要な事実の基礎を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法となると解すべきです（最高裁第三小法廷平成18年2月7日判決・民集6.0巻2号4.01頁参照）。

本件についてみると、本件処分に至る過程で、過支給分の費消の状況等を具体的に調査し、その結果を踏まえて、過支給分の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によつてでも求めることが、審査請求人及びその世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等について検討すべきところ、処分庁においては具体的な検討をした形跡は見当たりません。

なお、処分庁は、「自立更生のために収入として認定しないとされるものは、局長通知第8の2(3)及び(4)に規定されるものである。本件における返還決定額は、誤認定による過支給であり、本来、自立更生費として認定できるものではなく、審査請求人の資力となり得るものではないため、言い分の聴取は必要ないと判断した」としており、法第6.3条の規定による費用返還の額から控除されるべき自立更生費の有無についての調査及び検討を行う必要はないと判断した旨を述べているものと思われますが、その理由は明らかではありません。

ちなみに、法第6.3条に基づき返還させる金額の決定において控除が認められる自立更生費については、収入認定除外の場合の自立更生費の範囲（問答集第13-5(答)(2)ウ）を超えて控除する余地があります（問答集第13-5(答)(2)エ参照）。したがって、次官通知第8の3の(3)のウからキまでについて定めた局長通知第8の2(3)及び(4)に定められたものに当たらないことをもって、法第6.3条の返還の額から控除される自立更生費に当たらないということはできません。

以上のことから、処分庁は、返還額を決定するに当たって必要な自立更生費の有無について調査及び検討をせずに本件処分を行ったものであり、本件処分は、判断要素の選択に合理性を欠き、その判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものということができます。

したがって、その余の点を審理するまでもなく、本件処分は違法又は不当と認められます。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

令和3年8月17日

福岡県知事 服部 誠太郎  
(保護・援護課 保護指導係)

